

水田における対策

1 水田に侵入させない

- 水口（給水栓など）に3ミリ目程度の種子もみ袋等の網を設置し、茎や葉の流入を防ぎましょう。
- 水田に侵入していないか、水口周辺をこまめに観察しましょう。
- 農機に付着して拡散するので、発生の無い水田から耕うんし、よく洗浄しましょう。



網を設置し、侵入を防止

2 茎断片を拡げない

- 刈払機で除草すると、茎や根の断片が周囲に飛散して断片から再生し、発生場所が拡大するので、除草剤で枯らしましょう。
- 数cmの茎断片から容易に発根します。
- 茎断片は水に浮いて、広がっていきます。

3 水田や畦畔で増やさない

- 下図を参考に除草剤で防除しましょう。
- ※ラベルの表示を事前にしっかり確認（適用場所・使用量・散布回数等）



畦畔防除	移植		中干し		出穂		収穫	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
いづれかを散布	●カソロン粒剤6.7 ※畦畔崩壊しやすい場合		●ザクサ液剤		●ロイヤント乳剤 ・収穫前45日まで ・ナガエツルノゲイトウの草丈35cmまで		●ラウンドアップ マックスロード	
	●ラウンドアップ マックスロード							

水田内防除	移植		中干し	
	4月	5月	6月	
体系防除A 〔散粒機 大型噴霧器〕	●バッチリLX1キロ粒剤 (田植同時～移植後7日)		●ロイヤント乳剤 (移植後約40日) ・落水又はごく浅く湛水 ・ナガエツルノゲイトウの草丈35cmまで	
体系防除B 〔散粒機〕	●ピラクロン1キロ粒剤 (田植同時～移植直後)		●ウィードコア1キロ粒剤 (移植後約15日) ・ナガエツルノゲイトウの草丈5cmまで	

注) 発生量が多い場合は、稲刈り後からナガエツルノゲイトウが枯れる前にラウンドアップマックスロードを散布

【お問い合わせ先：お近くの農業事務所】

企画振興課	・農業者に対する普及啓発に関すること
改良普及課	・農地における防除技術に関すること
指導管理課	・水利施設管理強化事業（特別型） ・農業用排水施設における外来水生植物防除事業
〔千葉農業事務所は 基盤整備課〕	・多面的機能支払交付金 ・農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業

連絡先一覧



CHIBAちば

千葉県 令和8年2月作成

環境農業推進課 / 耕地課 / 農地・農村振興課 / 担い手支援課

■写真・情報提供

自然保護課
農林総合研究センター
千葉県立中央博物館

水路から田んぼまで

ナガエツルノゲイトウ

駆除ガイド

分布拡大に
注意!



水に浮いて
断片が分散

水路などで
大增殖

水路に発生したナガエツルノゲイトウの群落

ナガエツルノゲイトウの増殖と定着



どんな植物？



- 南米原産の多年生の雑草
- 特定外来生物※に指定され、定着すると駆除が困難
- ※特定外来生物は法律で栽培・運搬等が禁止されています。

放置すると…

水路では取水・排水の障害
水田では減収や収穫の障害

▼ 詳しい見分け方

ナガエツルノゲイトウにご注意くださいリーフレット
(自然保護課令和6年3月)



どうやって駆除する？（水田における防除については裏面へ）

群落規模や現場条件に応じて、人力または重機での駆除を検討

- 成長の初期、群落規模が小さいうち（越冬個体は春先から再生）に除去しましょう。
- 断片が広がると、そこから再生するので、飛散・流出防止対策をとりましょう。
- 除草剤は水系に流出するおそれのある場所（河川敷や水路など）では使用しない。

抜き取ったナガエツルノゲイトウの処理

- ① 袋に密閉して、厚手のブルーシートの上に置くなどして枯らしてください。
- ② 完全に枯れた後、自治体のごみ処理方法にしたがって処理してください。

※[外来生物法に基づく防除の手続き]を行うことで処分のための運搬が可能になります。
植物に関する小規模防除については、手続きが不要になる特例もあります。詳しくは▶

環境省 HP
「防除に関する基本的な事項」



千葉くん
千葉県では
駆除等に利用できる
補助事業があります！

詳しくは見開きページへ

市町村・土地改良区の事業 どこのナガエツルノゲイトウを駆除したい？ 農業者などで作るグループの事業

対象 揚水機場、排水機場、水門(制水門)、用排水路、ファームポンドなど

水利施設? 幹線水路?

水田の周辺?

対象 地域で管理している水路及び水田など

■ 水利施設管理強化事業 (特別型) (国庫)



事業主体

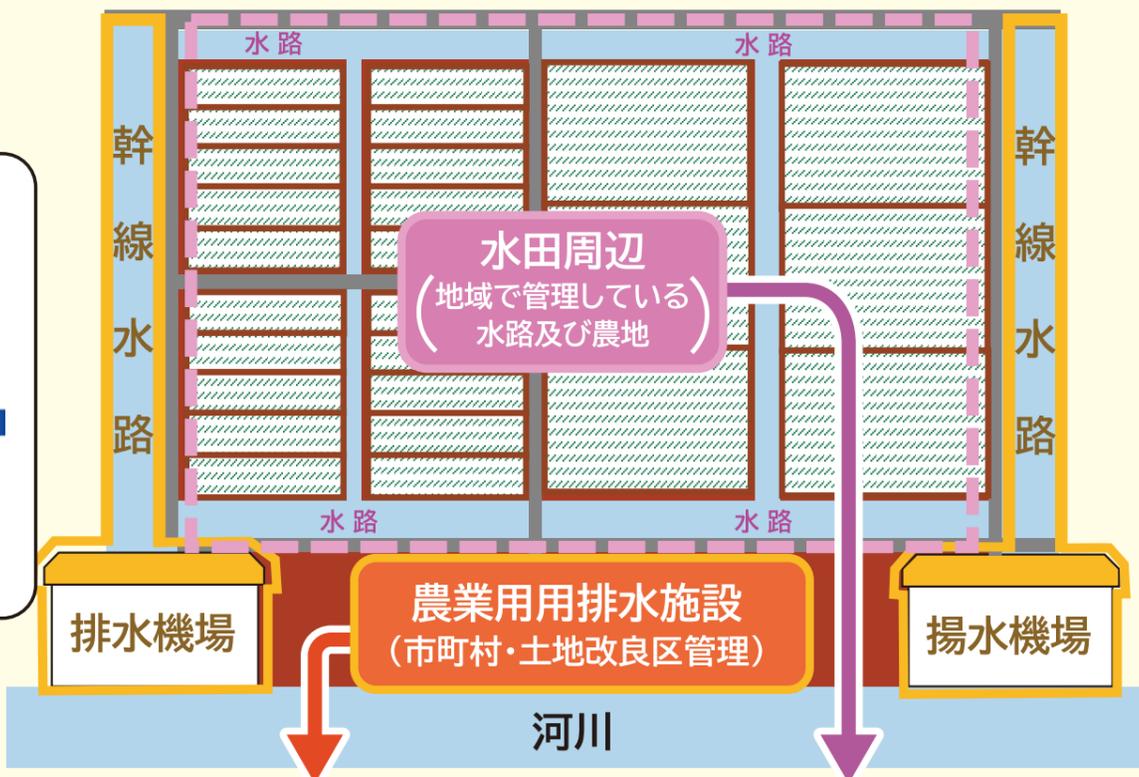
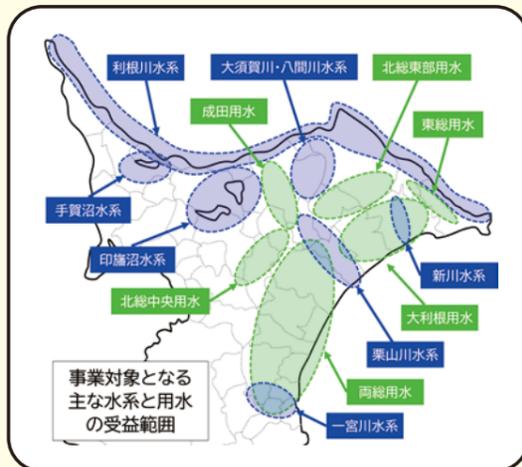
県又は市町村

対象

土地改良区又は市町村が管理する、国又は水資源機構による事業と、関連する県営事業で造成された施設と同一水系の農業水利施設

用途

- ①基礎的取り組み
会議費、研修費、資料作成費、体制整備、啓発費など
- ②追加的取り組み
駆除や運搬の経費、資機材の調達・設置・運転経費
※本事業では、処分費用は補助の対象外



■ 市町村や土地改良区が取り組む防除事業 (県単)



事業主体

市町村又は土地改良区等

対象

土地改良区等が管理する農業用の用排水施設

用途

駆除費 (処分費も補助対象)、測量設計費、船舶機械器具費、駆除や拡散防止に必要な器具のリースや購入など

農業用排水施設		場所	水田周辺	
水利施設管理強化事業	市町村や土地改良区が取り組む防除事業	事業名(略称)	多面的機能支払交付金	農業者等が取り組む防除事業
県、市町村又は土地改良区	市町村、土地改良区等	実施主体	農業者等で構成される組織	3戸以上で作るグループ(多面の活動組織に限らない)
国又は水資源機構等が造成した農業水利施設のある水系における農業水利施設	市町村、土地改良区等が管理する施設	対象施設	地域で管理している水路等	地域で管理している水路及び水田等
75%	50%	補助率	100%	2/3 (約67%)
○	○	流出・流入防止対策	○	○
○	○	業者への駆除委託	○	×
運搬のみ可・処分不可	○	駆除した外来水生植物の運搬・処分	○	○
○	×	除草剤購入費	○	○
×	×	参加者への日当	○	×

■ 多面的機能支払交付金 (国庫)



事業主体

多面的機能支払交付金の活動組織

対象

地域で管理している水路など

用途

水路の泥上げや法面の草刈り等の活動の1つとして外来種の駆除に取り組める。

活動組織がない地域や、活動組織の活動予算が不足する場合はコチラも検討!

■ 農業者等が取り組む防除事業 (県単)

事業主体

3戸以上で作るグループ

多面的機能支払交付金の活動組織がないところでも実施可能



対象

地域で管理している水路及び水田など

用途

- ①駆除費
・ブルーシート、土のう袋、除草剤、重機リース代など
・駆除した植物の運搬・処分に係る委託料
- ②発生等防除対策費
・オイルフェンス、ダストフェンス、ネット、防草シートなど

ゆくゆくは多面にステップアップ!!

水路の閉塞による浸水被害防止等のため、地方公共団体が実施主体となる場合には、補助残(負担)部分について、総務省の緊急浚渫推進事業が活用可能です。

→補助残(負担)部分の70%まで地方交付税措置(令和11年度まで)

通常	交付税措置
県50%	県50%
事業主体50%	交付税35%
	事業主体15%

各事業の詳細は、お近くの農業事務所へご相談ください
→お問合せ先は裏面QRコードを確認

メリット 補助率UP! 補助対象活動が増える!

3戸以上で作るグループ(県単事業)

多面的活動組織(国庫事業)